

「入院前服薬情報等提供書」の運用について

入院決定

入院日確定後

入院



病院薬剤師が患者向け説明文書を用いて、薬局での面談について患者に説明。以下の書類を交付。

- ①薬局への「依頼書(FAX送信票)」
- ②「入院前服薬情報等提供書」(「提供書」)

依頼書



薬局薬剤師が患者と面談。「提供書」を作成後、「送信票」と共に病院にFAX。
(可能な場合は、原本を患者に交付)



【入院までに】
薬剤部で「提供書」をカルテに取り込み。
【入院日】
「提供書」をもとに、病院薬剤師が面談を実施。

入院前服薬情報等提供書

薬局と医療機関の地域連携による切れ目ない薬物治療管理
⇒入院中の安全な薬物療法の提供へ